

大学博物館組織論 — 法規と類型 —

安高 啓明

はじめに

本稿は、西南学院大学博物館が採択された学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業—日中韓における大学博物館の機能と大学院生就業支援」でおこなった調査に基づき、大学博物館を組織的にとらえ、建物や施設、人員体制、取組形態について類型分類したものである。

近年、大学では地域に根ざした社会活動が積極的におこなわれている。一般向けの公開講座はもちろん、オープンキャンパスなどでは多くの高校生や保護者が参加している。こうした活動は従来の“敷居が高い”と思われていた大学が社会に広く門戸を開き、大学への理解と、周辺地域との融和を図る取り組みとなっており、成果をあげている。

しかし、これらは有期の行事であって、大学の一過性イベントに過ぎない側面もある。これに対して、恒常的な社会活動を可能とする拠点が大学博物館である。学生教育はもとより、周辺住民などにも開放している大学博物館は、設置する大学によって活動や全学的な位置付けなど一様ではない。ある種、各大学による特色のある活動となっている一方で、組織的に考えると、大学博物館の統一的な定義付けが不十分という問題点もある。それに、大学博物館は各大学で定められる規則に準拠するところが大きく、法令での規定をみないことが良くも悪しくも多様性を生んでいるのである。

そこで、ここでは大学博物館に関する法規的な問題点とともに、博物館の種別(建物・施設・人員配置等)に基づく類型を提示し、その現状を紹介する。

そして、大学博物館の全学的な位置付けを検討しながら、地域博物館を包括したなかでの大学博物館のあり方についても言及していく。

1 大学博物館調査の概要

本調査は2011年に西南学院大学教育研究推進機構に申請した学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業—日中韓における大学博物館の機能と大学院生就業支援」(取組責任者：高倉洋彰、取組担当者：安高啓明)の採択を受けておこなったものである(2013年度までの3ヶ年)。本事業の目的は、大学博物館として博物館学芸員を目指す大学院生に対して、どのような養成をしていくべきか、その実践プログラムを策定していくものである。

大学博物館は学内的には学生教育の拠点であり、実学教育の場でもある。換言すれば、机上の論理を直接実践することができる場所であって、これが空論とならないように指導する専門職学芸員が配されている。また、教員であっても博物館業務にあたる時は、学芸員として従事する。学内にある社会教育・実践的教育も兼ねた施設ということになる。

また、学外的には地域社会との接点となり、調査研究の社会還元をする研究機関である。さらに、“大学の顔”としての性格をもち様々な広報活動も行なっている。このように大学博物館は学内外において、多くの役割を果たしているのである。

そのため、全国の大学博物館の取組事例の現状調査をすることは、その大学内における組織的位置付けや大学博物館に求められている役割なども知り得

ることになる。そして、大学と社会との接点でもある大学博物館が展開している社会貢献事業を含めて調査していくことで、大学博物館の活動実態と課題も明らかとなり、今後、果たすべき方向性を見出していくことができる。そのため、本事業遂行にあたり、大学博物館でおこなわれている学芸員養成のあり方をリンクさせた実地調査をもとに、各担当者へヒアリングをおこなっていった。

なお、本事業で大学院生を対象としているのは、今日地方自治体での学芸員採用基準が修士号取得か、相当以上の業績を有することが条件となつていくところが多い現状に鑑みてである。また、近年、学芸員に求められる専門性がより高度になってきていることにあわせて実務経験年数も求められていることから¹、本学大学博物館でも大学院生に学芸員業務にあたらせていることが背景にある。

そこで、大学博物館が提出した申請書のなかから概要を示すと次のようになる。

【取組概要】

本取組は、博物館学芸員を志望する大学院生に対して、高度専門学芸員としての実学的教育を実施するためのプログラムを策定し、研究・教育・社会貢献(還元)といった三要素の循環を意識付けさせた「博物館人」として有能な人材(高度専門学芸員=大学院修了者、もしくは同等以上の能力をもった学芸員)を養成するものである。また、大学院生に対して、一社会人(職業人)としての常識を大学院在籍中に身につけさせ、即戦力となる人材育成を目指した実践教育をおこなっていくことを目的とする。

実施にあたり特に下記の事項を目的とした事業を展開していく。

- ①日中韓の大学博物館における学芸員養成課程の調査
- ②学芸員有資格者の大学院生に対する高度専門学芸員養成
- ③博学・学社・博社連携事業の構築
- ④大学博物館の学内における機能の再検討
- ⑤大学博物館における高度専門学芸員養成拠点機能の構築

⑥博物館学の再構築、学芸員養成のためではない博物館のための博物館学の創出

日本に限らず、欧米はもとより中国、韓国などのアジア圏において、博物館学芸員の養成がおこなわれている。各国で学芸員に対する認識や学芸員を養成するカリキュラムは異なっているのが現状である。日本では特に、学部学生が学芸員資格を取るための講義をうけており、卒業後にそのまま博物館に入職することは非常に少ないのが現状である。本取組では、学芸員有資格者である大学院生、もしくは学芸員課程科目を履修中の大学院生を対象として、現場経験を積みながら、博物館事業に従事させることで、博物館学芸員としての実績はもとより一社会人としての実績を積み上げていく。そして、博物館や地域社会にとっての**即戦力となる博物館人材養成**を目的としている。

大学院生を本取組の対象とすることは、学部学生よりも高度教育を受けている**若手研究者への就業支援**とともに、大学博物館を有する各大学が今後、ここにどのようにかかわっていくことができるのか検討する契機とするためである。これまで、本学博物館は九州大学総合研究博物館や九州産業大学美術館と連携しながら、博物館産業人材育成事業として、産学連携の講座や実習プログラムを実施してきた経緯がある。こうした蓄積をもとに、さらにすすめた大学院生を対象とした博物館人材養成を実施していく。西南学院大学博物館が歴史系、九州大学総合研究博物館は人社・自然科学系、九州産業大学美術館が美術系の博物館・美術館であることから三者が連携することにより、各分野を専門とする大学院生への幅広い人材育成が可能である。こうした大学博物館間の**横断的実教プログラム**のもとで、高度専門学芸員を育成し、博物館にその人材を輩出できる高度専門学芸員の養成拠点となりえる取組をおこなっていく。また、創設が予定されている「**上級学芸員**」との連動を含めたプログラムを策定する。

博学連携が唱えられて久しいが、博物館と学校機関の協働事業は一定の成果を挙げている。これに最近では、学社連携・博社連携も加わってきており、

一層の博物館活動が求められてきている。ことにこれまで閉鎖的な感の強かった大学は社会貢献や地域還元が求められており、こうした学内外のニーズに応えるべき、社会人向け、学生向けなどの教育プログラムを策定し、これに従事することができる能力を身につけた大学院生を養成する。キュレーターとしてだけでなく、エデュケーターとしても業務にあたることのできる幅広い能力を有した行動力のある「博物館人」を養成することを目指す。

本調査の特徴

以上が申請書の概要となるが、本調査の特徴としては、主に下記の3点を挙げておきたい。

(1) 博物館組織の実態調査

本調査で対象とした大学博物館は、博物館としての原則たる“展示空間”を有し、調査・研究に基づく展示がおこなわれ、さらには、講演会等の教育プログラムが実施されているところとした。博物館と称する以上、調査研究の成果を反映する手法は展示に求めるべきであり、常設展示はもとより企画・特別展示を展開している大学博物館を主に調査することにした。また、主要な大学博物館については、運営に携わる教員や学芸員、事務職員などから学芸員養成のあり方や事業展開についてヒアリングをおこなっている。各大学で設置が進められ、独自に進展している大学博物館の取り組みについて、基礎情報の収集と集約、ネットワーク構築も含めて、特色ある大学博物館を調査している。

(2) 大学院生による基礎調査と学芸員養成の実態

大学博物館を有する大学は、大学院を設置しているところが多い。大学院生のなかには学芸員資格を保有し、将来、博物館・美術館や文化財関係への就職を希望している者もいる。本事業では参加する大学院生へ入職前に学芸員の仕事内容を理解させるとともに、教員・学芸員とのヨコのつながりを築く機会にするため調査に同行した。彼らを「博物館GP 研究員」として参加させ、次頁に掲載する調査書を作成させるとともに担当者へのヒアリング調査をおこなわせた。学芸員の基礎知識の共有化と今後、本学

博物館に取り入れるべき情報を参加者各人に記入させた。

(3) 日中韓の博物館事情の比較

本事業は日本国内を主眼にしているものの、中国や韓国の大学博物館も調査対象としている。日本の大学博物館よりも先進的な大学もあるなど、学ぶべきことが多い。中国、韓国の大学博物館が学内でどのように位置付けられているのか。さらには、大学博物館と学部との関係、研究体制などを含めてヒアリング調査をおこなっていく。また、学芸員資格そのものが各国によって異なっている事情に鑑みて、大学博物館ばかりでなく、学芸員そのもののあり方についても調査する。

調査書雛形

本事業を実施するにあたって、次頁に添付する調査書を使用した。調査書は二枚(表裏)あり、「大学博物館調査票」と「大学博物館調査票(ヒアリング)」からなる。前者は大学博物館の基本情報として、表面に館種や組織、所蔵資料、活動実績などを記し、裏面には大学博物館が行なっている学芸員養成課程(博物館実習や独自の養成プログラム)について記載する。後者については前者を補足するもので、ヒアリングした内容を記すとともに、各調査員が感じ取った対象館の長所および短所を記すものとした。前者については、対象館からのご協力を得ながら作成し、後者は参加した調査員が議事録および気付いた点などを記録していった。参加した調査員に実地調査の基本とともに、学芸員としての新たな視点を身につけさせることを目指した。これら調査書をもとに全国大学博物館の主要なデータベースを構築し、大学博物館連携の核となる情報収集に努めた。

2 大学博物館の沿革と附属施設

大学内における“知の拠点”には、附属図書館がある。大学博物館よりも先に設置をみた附属図書館であるが、大学博物館を取り上げる前に、大学と附属図書館の関係を取り上げておこう。

大学博物館調査票

博物館名				
館種		設置者		
設立年月日				
所在地				
連絡先	TEL: _____	FAX: _____		
	URL: _____	MAIL: _____		
組織	館員構成	館長 _____ 専任学芸員(教員) _____		
		事務職員 _____ アルバイト _____		
	正規・非正規教職員	名 _____	非正規教職員 計 名 _____	
	学芸員(教員)の専門分野			
	最終学歴	院卒(博士後期) 名 _____	院卒(博士前期・修士課程) 名 _____	
学位	博士 名 _____	修士 名 _____	学士 名 _____	
学芸員資格保有者	名 _____	自校出身者率	人 / 人 (%) _____	
運営・活動実績	常設展示テーマ			
	所蔵資料分野	所蔵資料点数	年度 人 _____	
	代表的な資料(作品)	①	入館者実績	年度 人 _____
		②		年度 人 _____
		③		年度 人 _____
		④		年度 人 _____
		⑤		年度 人 _____
	開館時間	休館日		
	特別展(企画展)実績	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
	刊行物の名称	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____		
講演会・教育PG等実績	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____			

表

学芸員養成課程

学部学生対象	学芸員課程の有無	あり	なし
	大学博物館での受入実績	(学部履修者 名)	
大学博物館での実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日(前年度実習のべ日数)		
	大学博物館以外の主な受け入れ先		
大学博物館の取り組み	カリキュラム		
	大学院生へのフォロー事例(実務実績)		
	取り組みへの意見		
	就職実績		
	作成日	年 月 日	作成者

裏

大学博物館調査票 (ヒアリング)

調査日 年 月 日

調査博物館	
担当教員・学芸員	本学調査員
調査内容	ヒアリング内容
	施設概要(エレベーター有無、バリアフリー対応)
	展示概要・資料

表

調査内容	博物館活動について
	学芸員養成について
	備考
	対象館への感想 長所
	短所
提案	
添付資料(パンフレットなど)	

裏

大学図書館は、「国立学校設置法」第六条(附属図書館)により「国立大学に附属図書館を置く」(昭和二十四年五月三十一日法律第五十号)とあり、設置基準が設けられている。しかし、この図書館規定は平成16年の国立大学法人法で削除され、私立学校法人法にもみられなくなったものの、「大学設置基準」第三十六条(校舎等施設)「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする」というなかに挙げられている。

大学設置基準とは文部科学省の省令ではあるが、附属図書館はその規定が明記されている一方、大学博物館に関しては明文規定が欠落しているのである。第三十六条の校舎等施設にないことから、「大学設置基準」第三十九条(附属施設)をみれば次のようにある。

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

この表をみれば明らかのように、学部附属して学校・病院などが定められ、実習・教育施設は確固たる位置付けがなされている。仮に、学芸員養成に関する学部又は学科という項目があるとなれば、ここに附属博物館が記されることになる。

なお、附属図書館および図書館司書については、「大学設置基準」第三十八条(図書等の資料及び図書館)に次のようにある。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

図書館司書との明記はないものの、専門的職員等の専任職員を配置することが求められている。図書館における「専門的職員」となれば司書にあたることはいうまでもないだろう。学芸員と同じ任用資格である図書館司書については「大学設置基準」にその職務に類する記載があるものの、学芸員にはそれがみられない。また、前記した第三十九条のように学部又は学科の附属施設にも大学博物館が位置づけられていないことが、大学内における設置が遅れることにもつながったのである。また、学芸員が学部ではなく、あくまでも資格課程にすぎないことが、附属施設としての位置付けを困難にしたといえる。

そこで、大学博物館の起源をどこに見出すのか。「大学設置基準」の附属施設にも相通じるが、小石川植物園がこれにあたとされる²。小石川植物園は正式には東京大学大学院理学系研究科附属植物園であり、先に挙げた「大学設置基準」の薬学部に対する附属施設である。その源流は幕府が設置した小石川御薬園にまで遡り、小石川御薬園は麻布と大塚にあった薬園が1684年に徳川綱吉別邸近くに移設された幕府直営の薬用植物園であった。1722年には徳川吉宗により小石川養生所が設けられ、診療できる施設がおかれ、幕末まで至っている。

明治になると、東京府が管轄し大病院附属御薬園となり、その後は大学東校、文部省の所轄となる。1877年に東京開成学校と東京医学校が合併して旧東京大学が設立されるにともなって法理文三学部附属植物園と改称された。ここで大学薬学部の附属施設に位置付けられ、広義でとらえるならば大学博物館の起源になろう。

20世紀になると、私立大学では、大学博物館の前身となる施設が相次ぐことになる。例えば、1928年に國學院大学が考古学陳列室(現在の国学院大学伝統文化リサーチセンター資料室)が設置され、1929年には早稲田大学の演劇博物館(現在の早稲田大学坪内博士記念演劇博物館)、同年に明治大学の刑事

博物館(商品博物館と考古学博物館との合併を経て現在の明治大学博物館)が設立される。1930年には天理大学の海外事情参考品室(現在の天理参考館)が設けられるなど、広がりを見せている。これらは学内において収集されてきた資料の文化財的・学術的価値が見出された結果ともいえよう。但し、この頃は“展示館”や“陳列館”という施設であって、今日の博物館とは一線を画している。その後、国公立、私立を問わず大学博物館は2004年には約250館以上になったとし³、2006年には281館になったとの報告がされている⁴。

広義的にとらえて附属御菓園(植物園)からはじまった大学博物館は、附属図書館にみられたような法規に明記されていなかったが、個々に発展してきたことがわかる。多くの大学が豊富な資料(学術標本)を有していながら、後述する1996年の学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会の報告があるまで、独自の展開を遂げてきたのである。

附属施設として省令で定められていない大学博物館は、その立場を法的にも明確にする必要があった。そこでとられているのが各大学による規則化である。例えば国立大学法人和歌山大学には、紀州経済史文化史研究所があり、研究所の位置付けを学則に定めている。「国立大学法人和歌山大学組織規則」(制定：平成16年4月1日、最終改正：平成24年9月28日)第15条(附属機関)で「本学に次の附属機関を置く」とあり、ここで附属図書館などとともに紀州経済史文化史研究所が併記されている。これにより全学的な機関として位置づけられることになった。

さらに、「国立大学法人和歌山大学規則集」第18章には、「和歌山大学紀州経済史文化史研究所規則」(制定：平成16年4月1日、最終改正：平成22年6月25日)があり、趣旨・目的・業務・企画運営委員会・職員などが規定される。先の組織規則を具体化したかたちであるが、紀州経済史文化史研究所が何をおこなう機関であり、学内および学外において果たすべき使命が記されている。なお、文部科学省により博物館相当施設の指定を受けており、博物館としても法的に位置付けられた。

和歌山大学紀州経済史文化史研究所は一事例であるが、多くの大学博物館が各大学の学則などに定められているに過ぎない。そのため、大学により様々な立ち位置になっていると言わざるを得ない。結果的に、大学によって大学博物館運営のあり方にも多様性を生むことになったのである。

3 大学博物館の類型

大学博物館は学則などで明記されているものの、省令や大学設置基準においては、その法的根拠を見出すことができない。とすれば、対外的な位置づけは現行の博物館法に則して考えておく必要がある。そうした認識をもった大学博物館は多くあり、博物館相当施設の指定を受けている大学博物館があるのも実状である。博物館の運営は独立行政法人(政令で定める)や一般社団法人、一般・公益・特殊財団法人、宗教法人、地方公共団体、民間などが主体となっている。大学博物館の場合、これが大学および学校法人であるということだけであり、博物館法に則って考えて然るべきであろう。

総称、“博物館”は、博物館法では美術館や文学館、科学館、植物園、水族館といった様々な館種が存在している。先に挙げた運営主体にも同じことがいえるが、これについては「博物館法」第二条(定義)に次のようにある。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規

定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。(傍線筆写)

ここにあるように、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管するのは、地域博物館の使命であり骨子である。大学博物館もこの類にもれず、さらに地域博物館とは質の異なる学術標本も所蔵している。これに加え、近年では工学系の大学博物館も多くみられるようになってきている⁵。特色ある学部が設置されているなかで大学博物館もその領域を広げているのである。

大学博物館の強みは博物館員ばかりでなく、学部所属の教員も関与することが可能であるから、人員というソフト面が充実していることである。ただし、条文にある「教養、調査研究、レクリエーション等に資する事業」は、博物館(ハコ)でおこなう特別展や企画展、講演会、ワークショップなどで反映するものであり、資料に関する調査研究を目的とする機関(ハード[建物・施設])が大学博物館には必要なのである。

ハード面について、前節で取り上げた「大学設置基準」第三十九条の学部又は学科の附属施設もその役割を担うことになる。例えば、畜産学に関する学部の附属施設である飼育場又は牧場は動物園にあたり、農学に関する学部の附属施設の農場や林学に関する学部の演習林、薬学に関する学部の薬用植物園(薬草園)は、広義でとらえれば植物園となり、自然系の施設となろう。また、水産学又は商船に関する学部の練習船についても、場合によってはハードの役割を果たしている。例えば、役割を終えた練習船などが展示室にリニューアルされているところもある⁶。

これらでおこなわれている活動は博物館法に定められる「教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をする」ことに通じる。これに博物館としての活動の前提条件となるのが、博物館法の条文にある“展示”である。これまで大学博物館は展示をするハード面の脆弱な状態が続いていたも

の、学術審議会学術情報資料分科会が1995年に中間報告した「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」、および1996年1月の報告をうけて、各大学で改善されるようになってきた。

報告では、「大学等の学術標本を整理、保存、公開・展示し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究教育を行い、また、「社会に開かれた大学」の窓口として、人々の多様な学習ニーズに対応できるユニバーシティ・ミュージアムの設置が必要である」と提言された。これは欧米の大学がたくさんの学術標本を有し、これに基づく調査研究による学術情報の発信・受信基地として活発に機能している実態に鑑みたものである⁷。そこで、1996年5月には東京大学総合研究博物館(前身として1966年に東京大学総合研究資料館が発足)、さらに1997年4月には京都大学総合博物館(1914年に陳列館竣工、1959年博物館に改称)が発足したのである。

以上を踏まえたうえで、大学博物館の位置付けを(1)建物・施設(2)組織体系(3)館員体制(4)活動目的にわけて考えてみると、次のような分類をすることができる。

(1)建物・施設

建物・施設は、先の博物館法に依拠する博物館として位置付けるには必須のものである。それは、博物館と称する以上、展示空間の保有が大前提のためである。学術審議会報告の「社会に開かれた大学」を大学博物館が具現化するためには、研究成果の社会還元を展示・活動に求めなければならない。建物・施設というハード面については大学によって様々であり、その類型は次の六分類に区分することができる⁸。

a. 近代設備型

博物館施設を開館するにあたり、新築された建物であり、展示空間はもとより、温湿度管理の整った、収蔵庫も兼ね備えるなど、県立、市立などの博物館とも比肩する建物である。なかには重要文化財など指定物件を展示することができるほどの環境が整った展示室を有する大学博物館もある。

b. 象徴的建造物型

大学の歴史ある旧校舎などに展示室を設けて一般公開している建物である。そのため、空調などの展示環境を整えにくい側面がある。卒業生や在学生はもとより、近隣住民からも親しまれた建物を博物館としてリニューアルして開放している。新築された博物館にはない、歴史と伝統を感じる情趣があり、シンボリック的な建物となっている。また、建物自体が文化財に指定・登録されていることもある。

c. 既存再利用型

空き教室など既存の空間に展示ケースを設置した施設。空調などの環境整備が立ち遅れている。収蔵施設(倉庫)と兼ね備えたところもある(≒収蔵展示)。前記したa.近代設備型とb.象徴的建造物型の間位置付けられ、今後の移転などを含めて発展途中にある施設ともいえる。

d. 併設型

図書館や記念館などの一部に展示空間が設けられている施設。間借りの状態のところもあれば立て増しにより附設されているところもある。存在感としては弱くなるものの、図書館や記念館を利用した人の導線となっており、二次利用としても有効に機能している。

e. 自然開放型

薬学部の附属機関である薬用植物園などがこれに該当する。植物園を有する大学のなかには一般開放して所属する教職員の解説を交えながらの見学会を実施したりして、社会貢献事業をおこなっている。自然環境に博物館活動が左右されやすい問題点もある。

f. 衛星遠隔型

大学博物館はキャンパス内に設けられることが多い。つまり、来館者は学内へ訪れることになるが、これ以前として最寄の駅前であったり、空港であったりと学外者が行き交う場所に展示空間が設けられていることがある。大学博物館とは別にこうした施設があることで、本館への誘導を促し、ひいては効果的な広報展開を可能としている。

(2) 組織体系

大学博物館の位置付けは学則などで定められていることが一般的である。ここで、どのように位置付けられるかが、大学博物館の特色に大きな影響を与えている。

a. 全学型

大学博物館以外にも学内には多くの研究機関がある。これらと並列な関係にあり、それぞれが独自の予算を採り、教職員が配置されている。大学に設置される学部の横断的な資料を収蔵し、総合的な取り組みをおこなっている。また、自校史の展示室を設けることによって、大学の建学の精神を伝える拠点にもなっている。

b. 学部独立型

各学部に附属する博物館で、所蔵する資料も学部が収集してきたもので構成される。全学型と異なり、個別の資料を収集し、展示されることから専門性に特化している。配属される教職員も学部所属し、全学的な取り組みには些少の障害がある。なお、全学レベルではないものの、複数学部が関与している場合がある。

c. 顕彰型

大学・学校の創立者であったり、教鞭をとっていた著名な教員、大学が輩出した卒業生や、在学生を顕彰する施設。全学的かつ学部には属しない分、専門性は低下しているものの、身近な展示を展開し、一般の来館者にはわかりやすく、親しみやすい内容となっている。

d. 地域・研究連携型

地域の歴史や文化など共通する研究分野の機関や周辺住民らによるボランティア組織と連携して展示活動がおこなわれる。大学附属ではあるものの、独立性が強く、学外の利用者が多い。地域住民や関係機関からの寄贈・寄託資料が多く、地域博物館と類似する性格にもなっている。

(3) 館員体制

博物館の運営を担う教職員のなかでも学芸業務にあたる者の立場を考えると、次の四点に区分することができる。なお、大学博物館サポーターやボラン

ティア、友の会はここには含んでいない。

a. 教員

大学博物館を大学研究・実験機関として位置付けたうえで教員を配属している。学芸員課程に関する授業などを担当するとともに、博物館が所蔵する学術標本の研究をおこなっている。これら研究成果を展覧会や報告書等で発信している。

b. 専門職員

教員系列とは別に事務局系列で専門職位を設け、博物館業務にあたっている。博物館実習生の受け入れ館のひとつであり、実習指導をおこなっている。また、特別展開催など専門職によって授業とは一線を画した実践・実学教育を展開している。

c. 事務職員

常設展示室を管理するというので配属されているところが多い。実際の運営については学内の運営委員会などが担うところが大きく、教員のサポートを含めて主に事務的な業務にあたっている。他方で、事務職員でありながら、学芸員を兼務しているところもある⁹。

d. 非正規教職員

任期制の教職員が配属され、博物館活動をおこなっている。科研費等で雇用されていることも多く、任期終了後の活動の継続性が危惧される。

(4) 活動目的

大学博物館が主目的としている活動から分類すると次の四分類となる。しかし、これらが明確に区分されるのではなく、それぞれが組み合うこともある。

a. 公開型

学術審議会答申「社会へ開かれた大学」を具現化するために、展示を主とした公開施設。所蔵資料を中心とした常設展示室を設けるとともに、時期に応じて特別展を開催する。

b. 研究型

原則的に一般公開していない施設。研究者向けに資料の閲覧を認めることもある。多くの学術標本を収蔵し、これらの研究成果は研究紀要などの出版物等を主として報告している。

c. 養成型

博物館実習生などの受け入れを中心としている施設。一般公開を主目的としているのではなく、学生教育での活用に力を入れている。

d. 広報型

学校創立の歴史や現在の研究・教育を紹介する学校広報としての施設。展覧会事業等の展開はなく、そのスペースを設けてもいない。既存の常設展示室を通じて学校案内を効果的におこなっている。

4 大学博物館の設置目的

大学博物館を構成する要素は地方自治体の博物館とは共通するところも多いが、その対象や目的に対する効果など異なる点がある。前記したように大学博物館と称する以上、博物館法に則る必要があることは論じるまでもないが、大学博物館も然るべき設置目的を学則等で定めなくてはならない。

先に和歌山大学紀州経済史文化史研究所を一例として取り上げたように、設置される目的は様々である。具体的に和歌山大学の場合をみてみると、第二条(目的)に次のように記されている。

研究所は、紀州地域の経済、文化の史的研究及び自然に関する基礎的研究並びにそれらに関する資料の収集及び公開を行い「知」の提供を通じて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

立地する和歌山(紀州)域の①「経済と文化、および自然」に関する研究をおこない、その基本となる②資料の収集と公開をすることによる「知」の提供を通じて、③「地域社会」の発展に寄与することが目的として挙げられている。これは学術審議会学術情報資料分科会の報告に依拠しているところも大きく、情報の提供こそが「知」の共有であり、これが地域社会の発展へとつながると明記されているのである。

次に九州大学総合研究博物館の設置目的をみてみると、「九州大学総合研究博物館規則」(施行：平成16年4月1日、最終改定：平成23年4月1日)の第二条(目的)に次のようである。

博物館は、学術標本の収蔵、分析、展示、公

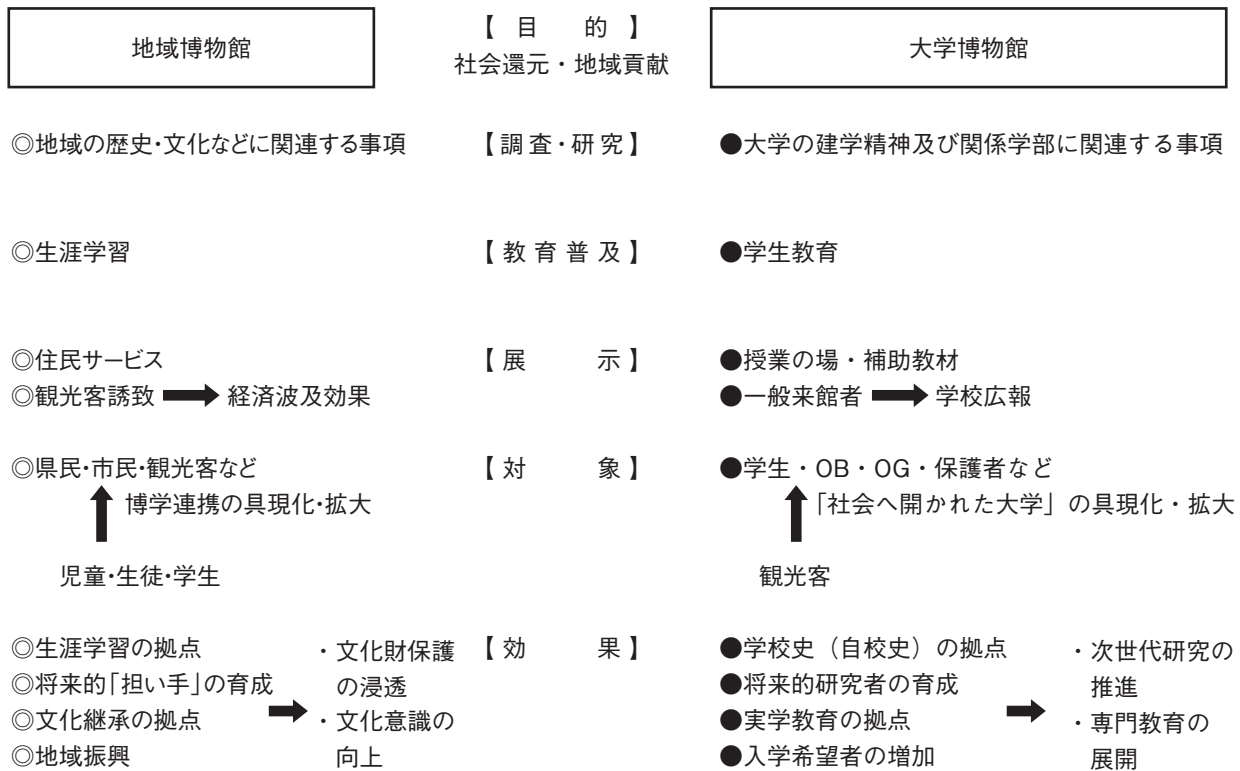


図1 地域博物館と大学博物館

開等及び学術標本に関する研究教育の支援並びにこれらに関する調査研究を行なうとともに、学内外の研究教育活動に寄与することを目的とする

博物館としての基本業務である資料の①収蔵、②分析、③展示、④公開、⑤研究教育支援を目的としていることがわかる。展示と公開が別記されているのは、九州大学総合研究博物館の活動を反映しているところであり、展示とは別にweb上のデジタルアーカイブズに力を入れていて公開が多様化している実態がある。学内外の研究教育活動に寄与するという文言が地域貢献であり、学生教育ということになる。

西南学院大学博物館の場合、「西南学院大学博物館規則」(制定：2005年10月5日)の第三条に目的が明記される。

西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1)キリスト教文化、教育文化、地域文化、西南学院史等に関する博物館資料(以下「資料」という。)の収集、整理、保管、閲覧及び展示に

関する事項

- (2)前号の資料の調査研究に関する事項
(3)本学学生、教職員等の西南学院関係者並びに一般市民等の教養及び調査研究に資するために必要な事業の実施に関する事項

西南学院大学のキリスト教主義教育にしたがって、キリスト教や教育文化、福岡という立地に鑑みた地域文化、大学の母体である西南学院の歴史に関する博物館業務をおこなうことが第一の目的として挙げられる。そして、その対象が、本学学生と教職員等、そして一般市民等となっている。条項にある西南学院関係者とは教会関係者および学生保護者、保証人なども含まれようが、「本学学生」と文言明記されているところが国立大学法人と私立大学の博物館規則の大きな相違点に思われる。

大学博物館の展示空間は、学生教育の場としてもおおいに活用することができる。例えば西南学院大学博物館では、博物館実習生が2週間の実習成果を企画展という形で公開している。また、美術・芸術学部等を有する大学では卒業作品の展覧会や学生作品を展示し、通常の博物館・美術館では取り上げら

大学名	総入館者数	所属学生数	学生が占める割合
立正大学博物館	2,012人	445人	22.12%
駒沢大学禅文化博物館	11,692人	5,035人	43.06%
玉川大学教育博物館	8,163人	2,475人	30.31%
山形大学附属博物館	2,297人	1,420人	61.81%
西南学院大学博物館	14,027人	3,819人	27.22%

※上表は「立正大学博物館年報9」(立正大学博物館、2010年)、「駒沢大学禅文化歴史博物館年次報告書」(駒沢大学禅文化博物館、2011年)、「玉川大学教育博物館年報」第9号(玉川大学教育博物館、2011年)、「山形大学附属博物館概要2011」(山形大学附属博物館、2011年)、「西南学院大学博物館年報」第4号(西南学院大学博物館、2012年)をもとに作成した。なお、山形大学の学生の内訳については他大学生が含まれる可能性がある。

図2. 大学博物館総入館者数にみる在籍学生比率

れない作品を紹介している¹⁰。こうすることで学生自身のモチベーションを高めることができるうえ、実習先でその成果を展示で発信するという実学教育のひとつのあり方である。

以上のように大学博物館の設置目的を明文規則からみると、社会貢献と研究成果の地域還元という点は共通する。そこで、地方自治体の博物館と大学博物館の棲み分けと意義付けを示すと次の図1のようになる。

地方自治体の博物館が生涯学習を主眼に置くとすれば、大学博物館(特に私立大学)は在籍する学生を第一に対象として然るべきであろう(組織体系のd.地域・研究連携型を除く)。教育機関である大学の附属施設である以上、本学学生を主とした対象にするのが学校運営からみても本来の姿である。

とすれば、展示する一義的な目的も地域博物館が住民サービスとすれば、大学博物館は学生教育ということになる。そして、地域博物館が近年取り組んでいる学校機関との連携が具現化すれば、多くの児童・生徒・学生利用者に支えられることになり、大学博物館が社会貢献事業を展開した成果によっては、学外からの来館者にも恵まれることになる。

博物館の効果、ひいては存在意義を求めれば、長期的な調査・研究ということは共通する。しかし、その本義は生涯学習か学生教育の拠点かという根本的な相違点がある。

本事業の調査では、大学博物館の利用者比率も調べている。入館者数をもみても学外の利用者が半分以

上を占めているところが多く、本来利用を促したい学生来館者数は伸び悩んでいる。展示に係る講義を履修している学生や学芸員課程履修者は利用することが多いが、その比率は学生全体でみると極めて少ない。特に入館者数が多い館ほどその傾向が強くみられる。卒業生が懐かしみ来館することも大切ではあるが、在学中の学生利用者の増加が今後、各大学博物館に求められることになる。大学博物館の設置目的に鑑みた、積極的な博物館活動の展開が必要となってきたのである。

おわりに

大学博物館の役割を考えると、博物館と称されている以上、資料を収蔵し、調査研究の成果を展示活動に反映することが基本的な原則である。全国各大学に設置される大学博物館も展示を軸とした取り組みがおこなわれているものの、博物館活動は様々である。それは博物館の設置目的や類型に鑑みれば、決して逸脱していない取り組みであり、各大学博物館がそれぞれの規則に従って工夫を凝らした運営がなされた結果である。

しかし、全学的に見た場合、附属病院、薬草植物園などといったように、学部の附属施設としての明文規定をみないことが大学博物館の位置付けを浮遊なものとしている¹¹。大学博物館は学生のための学芸員実習・養成の場でもあることを考えれば、規定される附属施設となんら区別されるところではな

い。第一に学校教育の附属施設として位置付けられることが大学博物館の存在意義を確かなものとし、全国の大学博物館に共通する目的が確固たるものとなるであろう。

そして、地域博物館と大学博物館は共通する取り組みが行なわれている。元来、対象者が異なる活動を行なうべきところであろうが、近年はその垣根を越え共存共栄するあり方が定着してきている。地域博物館との連携事業はこれを象徴するものであろう。博物館同士が淘汰されるのではなく、相互の協働関係を構築することが必要である。

大学博物館としては見学にきた子どもたちに将来の研究者の道を指し示す希望を与え、期待を持てる取り組みをおこなうことができる。なにより、来館者へ大学そのものに対する理解と学問への興味関心

を与えることが大学博物館の使命ともいえる。そして、学問の後継者を誕生させ、モノに立脚した学問を真摯に学びつつ将来的に博物館のサポートをしてくれる存在に彼らになりえるだろう¹²。

大学博物館は、類型問わず、大学と地域社会との接点である以上、今後、大学博物館が担う役割は大きい。大学と地域、博物館と地域とが乖離してはならず、地域に根ざした教育施設であるためには、大学博物館が核となって、社会と大学の接点にもなることも求められるのである。

[付記]本稿は学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業」(2011年度～2013年度)で調査した成果の一部である。

- 1 安高啓明「指定管理者制度と学芸員」(辻秀人編『博物館危機の時代』雄山閣、2012年)。
- 2 黒沢浩「大学博物館論」(黒沢浩編『南山大学人類学博物館オープンリサーチセンター研究報告第1冊 学術資料の文化資源化』南山大学人類学博物館、2011年)。
- 3 守重信郎「わが国の大学博物館の問題とその背景」(『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No8、2007年)。
- 4 伊能秀明・織田潤「日本のユニバーシティ・ミュージアム2006」(『明治大学博物館研究報告』11、2006年)。その後、伊能秀明監修『大学博物館事典－市民に開かれた知とアートミュージアム－』(『日外アンシユーツ』、2007年)で、130大学162館にアンケートをおこない、大学博物館の取り組みや組織形態など、基本情報を載録している。
- 5 例えば、日本工業大学では工業技術博物館が設けられ、多くの登録文化財を保管している。また、同じく工学系博物館を有する日本大学では、大学博物館としてどうあるべきか検討し、工学系の学芸員養成の必要性を提唱している(『工学系大学博物館の概要について－大学博物館の運営実態に関する基礎的研究その1』『日本建築学会大会学術講演梗概集』2009年)。
- 6 神戸大学海事学部では「進徳丸メモリアル」が置かれ、関連する展示がおこなわれている。なお、東京海洋大学では、国指定重要文化財である明治丸の公開に向けての取り組みがおこなわれている。
- 7 海外の大学博物館について、北米だけでも215大学が412館園を設置していると指摘もみる(伊能秀明・織田潤「資料 海外のユニバーシティ・ミュージアム(北米編)」(『明治大学博物館研究報告』10、

2005年。なお、本学大学博物館が採択された学内GPでは、韓国と中国の大学博物館を調査している。これらについては別稿を設ける予定である。

- 8 大学博物館の建物の特徴として①近代的施設②シンボリック的施設③仮施設④オープン施設があることは既に指摘している(安高啓明「ユニーク大学博物館」、高倉洋彰・宮崎克則編『大学的福岡・博多ガイド－こだわりの歩き方』昭和堂、2012年)。
- 9 大学博物館に所属する学芸員が事務職員である場合、専門的職員として認知されていないことが原因であり、実習指導の立場などが曖昧であるとの指摘がある(伊能秀明「ユニバーシティ・ミュージアムの望ましいあり方－明治大学博物館の生涯教育事業と今後の方策－」(『明治大学博物館研究報告』第11号、2006年)。
- 10 九州産業大学芸術学部は美術館で「卒展」を、共立女子大学では家政学部や文芸学部が卒業制作作品発表会を開催している。また、東京家政大学でも大学博物館で学生作品を企画展として発表している(三友晶子「大学博物館における学生作品の展示について－企画展「布、再びみたび」報告－」『東京家政大学博物館紀要』第15集、2010年)。なお、地域博物館である金沢21世紀美術館では、市域の大学の卒展などを開催している事例もある。
- 11 法的問題については、職員構成、予算運営などを含めて大学博物館の設置が相次ぐ当初から指摘されている(西野嘉章「大学博物館－理念と実践と将来と」東京大学出版会、1996年)。
- 12 大野照文「大学博物館における社会連携：京都大学総合博物館を例に」(『化石』83号、日本古生物学会、2008年)。